後見制度支援預金特約規定

第1条 後見制度支援預金特約

後見制度支援預金特約(以下、「本特約」といいます。)は、預金者の財産を保護することを目的とし、 当行の定める普通預金規定、普通預金[決済用]規定によるほか、以下の特約に定めるところにより取り扱います。

第2条 利用対象者

- 1.この預金は、預金者の財産を保護するため、預金者の成年後見人または未成年後見人(以下、「後見人」といいます。)に対し、家庭裁判所が「指示書」(以下、「指示書」は家庭裁判所が発行するもののことをいいます。)を発行する場合に限り利用できるものとします。
- 2.本特約に関する一切の法律行為は、当行所定の届け出を行った預金者の後見人が行うものとします。
- 3.本特約の利用開始にあたっては、指示書に記載された金額を申込口座に預け入れるものとします。
- 4.前項の預け入れがない場合、当行はこの特約の申し込みを承諾しないことがあります。
- 5.後見人は、預金者のために必要が生じた場合、家庭裁判所に対し、必要な金額および理由を記載した指示書の発行を求めるものとします。
- 6.後見人は、預金者のために本特約を利用するにあたり、家庭裁判所の指示・監督に適切に従うものとします。

第3条 取引店および取引の方法

- 1.本特約は、指示書にもとづき当行所定の手続きを行う場合に限り、次の各号に掲げる取引を行うものとします。
- ①口座開設
- ②口座解約
- ③預金口座からの払い戻し
- ④定期交付金としての預金口座からの自動振込 (新規契約・変更)
- 2.前項の規定にかかわらず、指示書に記載された有効期間の経過その他の合理的な事情がある場合は、取引をお断りする場合があります。
- 3.定期交付金の送金を目的とした自動振込サービスをご利用の場合、次の各号に掲げる方法によりご利用いただけます。
- ① 当行は、自動振込依頼書に記載された依頼内容(振込日・振込金額・引落口座・お受取人等) にしたがって、振込開始年月以降毎月もしくは一定の期間ごとに、申込者の任意の振込日(当日が銀行休業日の場合はその翌営業日、ただし月末指定日に限り、前営業日か翌営業日かの指定が可能)に指定口座から振込金額を引落しのうえ、振込先としてご指定いただいた、この預金と同一名義の預金口座に振込みます。

- ② 本特約を付与した預金口座を引き落とし口座とする自動振込契約の場合、振込手数料および自動振込契約手数料はかかりません。
- ③ 自動振込契約にもとづく振込金の指定口座からの引落しについては、普通預金規定またはその他の規定にかかわらず、小切手の振出または払戻請求書および通帳の提出は不要とします。
- ④ 振込日において、振込金が、指定口座から払戻すことができる金額をこえるときは、依頼人に通知することなくその月の振込は取り止めます。
- ⑤ 自動振込契約にもとづく振込については、受取証等は発行しません。
- ⑥ 自動振込契約は、依頼書に記載された取扱終了年月の振込日をもって終了します。
- ② 自動振込金額の変更が必要である場合には、家庭裁判所の発行した指示書にもとづき、当行所 定の書面により届出るものとします。なお、自動振込契約は、指定口座が解約されたときに、同時 に解約されるものとします。
- ⑧ 自動振込契約および自動振込契約にもとづく取扱等について損失・紛議等が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は責を負いません
- 4.本特約は、口座開設店のみを取扱店とし、当行の他の店舗では取引ができません。

第4条 届出事項に変更等があった場合の取り扱い

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、各号に定める者が当行にただちに連絡のうえ、当行所定の手続きを行うものとします。この手続きが遅れたために生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ① 通帳または届出の印章の喪失:後見人
- ② 預金者の住所、その他の届出事項の変更:後見人
- ③ 後見人の選任および資格喪失:後見人
- ④ 後見人の印章、住所その他の届出事項の変更:後見人
- ⑤ 預金者の死亡の事実:後見人または預金者の相続人
- ⑥ 預金者の後見開始取消審判の確定:預金者または後見人
- ⑦ 預金者が未成年被後見人であった場合、成年となった事実:預金者

第5条 取引の制限

本特約では、次の各号に掲げるお取り引きはご利用できません。

- ① キャッシュカードの発行
- ② ATM を利用した預金の預け入れ、預金の払い戻し、振り込み
- ③ インターネットバンキングの利用
- ④ 各種料金等の支払いのための口座振替
- ⑤ スターワン口座に付帯するサービス
- ⑥ マル優の取り扱い

第6条 解約

- 1.本特約を解約する場合は、指示書を持参のうえ、当行にお申し出ください。なお、次の各号に該当する場合には、指示書を提出する必要はありません。
- ① 預金者が死亡した場合や、未成年被後見人であった預金者が成年に達した場合等、法定後見制度の適用がなくなったとき
- ② この預金口座の残高が 1 回の定期交付金の送金を目的とした自動振込の金額に満たなくなったとき
- 2.次の各号に該当する場合には、当行は本特約を解約できるものとします。なお、本項による解約を行った場合、解約事由とともに家庭裁判所に報告させていただくことがあります。
- ① 預金者が死亡した場合や、未成年被後見人であった預金者が成年に達した場合等、法定後見制度の適用がなくなったとき
- ② この預金口座の残高が 1 回の定期交付金の送金を目的とした自動振込の金額に満たなくなったとき
- ③ 普通預金規定に定める預金の解約を行うとき
- ④ 法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの特約の継続的な提供が困難であると判断したとき

第7条 適用条項

- 1.この規定に定めのない事項については、普通預金規定または普通預金[決済用]規定が適用されるものとします。
- 2.本規定と普通預金規定の条項の間で抵触する事項については、本規定が優先するものとします。

第8条 規定の改定

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法 548 条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、 本規定は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上